

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会の開催について

令和4年8月26日
消費者庁

1. 開催趣旨

令和4年5月25日に成立した「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第59号）に対する附帯決議では、消費者契約法の消費者法制における役割等を多角的な見地から整理し、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討することとされた。

そのような検討を行うためには、消費者法の現状を検証した上で、将来に向けて消費者法の適用対象となる主体をどのように捉えるべきか、そして消費者法には何が必要で、消費者法で何を実現するのかといった観点から、法体系全体の中で消費者法が果たすべき役割や、消費者法全体の中での各法律の実効的な役割分担等について多様な学術分野にわたる多角的な議論をすることが必要である。

そのような議論を開始するため、様々な学術分野の有識者の参加を得て、消費者法は現状何が実現できていて何ができていないかを検証し、将来の消費者法の可能性を幅広く検討するための「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）を開催する。

2. 主なテーマ

- (1) 消費者法の対象主体とその考え方
- (2) 消費者法に何が必要か
- (3) 消費者法で何を実現するのか

3. スケジュール

令和4年8月30日（火）に第1回を開催する。

4. 事務局

有識者懇談会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

5. 備考

有識者懇談会は、原則公開とし、オンラインでのライブ配信による一般傍聴を可能とするとともに、有識者懇談会終了後1週間は引き続きインターネット上で動画配信する。

また、有識者懇談会における配布資料及び議事録は、原則として、各回終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。